106-2 (地域密着型通所介護)療養通所介護「自己点検一覧表」(基準)

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備　考	

【用語の定義】
法　・・・介護保険法(平成9年12月17日　号外法律第123号)
令　・・・指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日　厚生労働省令第34号)
通知・・・指定地域密着型サービス等及び指定地域密着型予防サービス等に関する基準について(平成18年3月31日　老計発第0331004号)
条例・・・札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第９号)

１０６－２　（地域密着型通所介護）療養通所介護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第１　基本方針	指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。 ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	適・否 適・否 適・否	法第73条第1項 条例60条の22第1項（令第39条第1項）	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等
	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めているか。	適・否	条例60条の22第2項（令第39条第2項）	
第２ 人員に関する基準 １　従業者の員数 看護職員又は介護職員	指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護事業所ごとに置くべき療養通所介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 療養通所介護従業者の員数は、利用者の数が1.5人に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上となっているか。（療養通所介護従業者とは、指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員をいう。） また、療養通所介護従業者のうち、1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者となっているか。 ・看護職員又は介護職員の員数は、利用者2人の場合は1.3人以上、3人の場合は2人以上、5人の場合は3.3人以上を確保することが必要である。	適・否 適・否 適・否	法第74条第1項 条例第60条の23第1項（令第40条第1項） 条例第60条の23第2項（令第40条第2項 平18老計発第0331004号	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・療養通所介護記録簿 ・職員履歴書 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類 ・資格証（写）
２　管理者	(1)指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む）との兼務は、管理業務に支障があると考えられる。	適・否 適・否	条例第60条の24第1項（令第40条の2第1項） 平18老計発第0331004号	・職員勤務表 ・療養通所介護記録簿 ・資格証（写） ・職員履歴書 ・研修修了証
	(2)指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師であるか。 ・管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であるか。 ・保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過していない者に該当していないか・	適・否 適・否 適・否	条例第60条の24第2項（令第40条の2第2項） 平18老計発第0331004号	
	(3)指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者であるか。 ・管理者は、訪問看護に従事した経験のある者か。 ※管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。	適・否 適・否	条例第60条の24第3項（令第40条の2第3項） 平18老計発第0331004号	

１０６－２　（地域密着型通所介護）療養通所介護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第３　設備に関する基準 １　利用定員	指定療養通所介護事業所は、その利用定員を9人以下としているか。 ※利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて9人までの範囲で定めることとする。	適・否 適・否	法第74条第2項 条例第60条の25（令第40条の3） 平18老計発第0331004号	・運営規程 ・通所者数が分かる書類
２　設備及び設備等 (1) 必要な設備等	指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ※指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者ごとの部屋の設置を求めるものではない。	適・否 適・否	条例第60条の26第1項（令第40条の4第1項 平18老計発第0331004号	・平面図 ・運営規定 ・設備、備品台帳 ・届出・変更届 ・通所者数が分かる書類
(2) 部屋の面積	専用の部屋の面積は、6.4㎡に利用定員を乗じた面積以上としているか。 ※専用の部屋面積は、利用者1人につき6.4㎡以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。	適・否	条例第60条の26第2項（令第40条の4第2項 平18老計発第0331004号	
(3) 設備の専用	上記に揚げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 （ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。）	適・否	条例第60条の26第3項（令第40条の4第3項 平18老計発第0331004号	
(4)利用者以外の者へのサービス提供	利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合で利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れているときは、利用者以外の者も利用者とみなして人員及び設備の基準を満たしているか。		平18老計発第0331004号	
(5) 設備を利用した宿泊サービスの提供	利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、指定療養通所介護事業の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合、サービス提供開始前に市長あてに届け出ているか。 ・変更がある場合は10日以内、休止又は廃止する場合は1月前までに届け出るよう努めているか。	適・否 適・否	条例第60条の26第4項（令第40条の4第4項 平18老計発第0331004号	・宿泊ｻｰﾋﾞｽの実施に関する届出書（写）
第４　運営に関する基準 １　内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び及び緊急時対応医療機関との連絡体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	法第74条第2項 条例第60条の27第1項（令第40条の5第1項	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 【重要事項】 ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 緊急時対応医療機関との連携体制 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他	適・否 適・否	条例第60条の27第2項（令第40条の5第2項） 平18老計発第0331004号	

１０６－２　（地域密着型通所介護）療養通所介護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
2　提供拒否の禁止	指定療養通所介護事業者は、正当な理由なく指定療養通所介護の提供を拒んではいないか。	適・否	条例第60条の38（第11条準用）（令第40条の16（第3条の8準用））	・利用申込受付簿
3　サービス提供困難時の対応	指定療養通所介護事業者は、当該指定療養通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定療養通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定療養通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	適・否	条例第60条の38（第12条準用）（令第40条の16（第3条の9準用）	・ｻｰﾋﾞｽ提供依頼書
4　受給資格等の確認	(1) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	条例第60条の38（第13条準用）（令第40条の16（第3条の10第1項準用）	・ｻｰﾋﾞｽ提供票 ・利用者に関する記録
	(2) 指定療養通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めているか。	適・否	法第73条第2項	
5　要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ①　要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②　利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否	条例第60条の38（第14条第1項準用）（令第40条の16（第3条の11第1項準用）	・利用者に関する記録
	(2) 指定療養通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	条例第60条の38（第14条第2項準用）（令第40条の16（第3条の11第2項準用）	
6　心身の状況等の把握	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否	条例第60条の28第1項（令第40条の6第1項）	・利用者に関する記録 ・ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の要点
	指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。	適・否	条例第60条の28第1項（令第40条の6第2項）	

１０６－２　（地域密着型通所介護）療養通所介護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
7　居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否	条例第60条の29第1項（令第40条の7第1項	・情報提供に関する記録 ・利用者に関する記録 ・指導・連絡等の記録 ・終了に際しての注意書
	(2) 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めているか。 ・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適・否	条例第60条の29第2項（令第40条の7第2項 平18老計発第0331004号	
	(3)指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めているか。	適・否	条例第60条の29第3項（令第40条の7第3項	
	(4) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護の提供の終了に当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適・否	条例第60条の29第4項（令第40条の7第4項	
8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定療養通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第65条の4第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ②その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	適・否	条例第60条の38（第17条準用）（令第40条の16（第3条の14準用））	・利用者の届出書 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書(1)(2)
9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定療養通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定療養通所介護の提供を行っているか。	適・否	条例第60条の38（第18条準用）（令第40条の16（第3条の15準用））	・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書(1)(2) ・週間ｻｰﾋﾞｽ計画表 ・療養通所介護計画書 ・ｻｰﾋﾞｽ提供票 ・利用者に関する記録
10　居宅サービス計画等の変更の援助	指定療養通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	適・否 適・否	条例第60条の38（第19条準用）（令第40条の16（第3条の16準用）） 平18老計発第0331004号	・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書(1)(2) ・週刊ｻｰﾋﾞｽ計画表 ・ｻｰﾋﾞｽ提供票 ・業務ﾏﾆｭｱﾙ

１０６－２　（地域密着型通所介護）療養通所介護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
11　サービスの提供の記録	(1) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供した際には、当該指定療養通所介護の提供日及び内容、当該指定療養通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	条例第60条の38（第21条第1項準用）（令第40条の16（第3条の18第1項準用）	・ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書 ・介護記録 ・業務日誌 ・運行、送迎に関する記録
	(2) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	条例第60条の38（第21条第2項準用）（令第40条の16（第3条の18第2項準用）	
12　利用料等の受領	(1) 指定療養通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定療養通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定療養通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ・１割又は２割相当の支払いを受けているか	適・否	条例第60条の38（第60の7条第1項準用）（令第40条の16（第24条第1項準用） 平18老計発第0331004号	・ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程（利用料その他の費用の確認）
	(2) 指定療養通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定療養通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 {法定代理受領サービスに該当しない指定療養通所介護を提供した場合} ・10割相当額の支払いを受けているか。	適・否 適・否	条例第60条の38（第60条の7第2項準用）（令第40条の16（第24条第2項準用）	・ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程（利用料その他の費用の確認）
	(3) 指定療養通所介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていないか。 ①　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②　指定療養通所介護に通常要する時間を超える指定療養通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ③食事の提供に要する費用 ③の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚労省告示第419号）の定めるところによる。 ④　おむつ代 ⑤　①～④に揚げるもののほか、指定療養通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。 （⑤その他の日常生活費） ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用	適・否	条例第60条の38（第60条の7第3項・第4項準用、ただし第3項第2号を除く）（令第40条の16（第24条第3項・第4項準用、ただし第3項第2号を除く） 平18老計発第0331004号 平12老企54	・ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表 ・車両運行日誌 ・運営規程（実施地域の確認） ・重要事項説明書

7 点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
12　利用料等の受領	(4) 指定療養通所介護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の7第5項準用）（令第40条の16（第24条第5項準用）	・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(5) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条の5）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	法第42条の2第9項	・領収証控
	(6) 指定療養通所介護事業者は、法第42条の2第9項の規定により交付しなければならない領収証に、指定療養通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定療養通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養通所介護に要した費用の額とする。）食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・領収証には費用区分を明確にしているか。 ①　基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ②　食事の提供に要した費用 ③　その他の費用（個別の費用ごとの区分）	適・否	施行規則第65条の5	
13　保険給付の請求のための証明書の交付	指定療養通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定療養通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定療養通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	条例第60条の38（第23条準用）（令第40条の16（第3条の20準用））	・ｻｰﾋﾞｽ提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）
14　指定療養通所介護の基本取扱方針	(1) 指定療養通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の8第1項準用）（令第40条の16（第25条第1項準用））	・療養通所介護計画書
	(2) 指定療養通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の8第2項準用）（令第40条の16（第25条第2項準用）） 法第73条第1項	・療養通所介護計画書 ・評価を実施した記録
15　指定療養通所介護の具体的取扱方針	(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	適・否	条例第60条の30第1号（令第40条の8第1号）	・療養通所介護計画書 ・使用しているﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等 ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等
	(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	条例第60条の30第2号（令第40条の8第2号）	

１０６－２　（地域密着型通所介護）療養通所介護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
15　指定療養通所介護の具体的取扱方針	(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	適・否	条例第60条の30第3号（令第40条の8第3号）	・研修参加状況等がわかる書類 ・研修受講終了証明書
	(4)指定療養通所介護は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図っているか。	適・否	条例第60条の30第4号（令第40条の8第4号）	・療養通所介護計画書 ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等
	(5) 指定療養通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。	適・否	条例第60条の30第5号（令第40条の8第5号）	
16　療養通所介護計画の作成	(1) 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しているか。 ・療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が利用者ごとにその作成に当たっているか。	適・否 適・否	条例第60条の31第1項（令第40条の9第1項） 平18老計発第0331004号	・療養通所介護計画書 ・計画作成の打ち合せに関する記録 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書 ・利用者に関する記録
	(2) 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	適・否	条例第60条の31第2項（令第40条の9第2項）	
	(3) 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合性を図りつつ、作成しているか。 　また、療養通所介護計画の作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合性を図り、必要に応じて変更しているか。	適・否	条例第60条の31第3項（令第40条の9第3項） 平18老計発第0331004号	
	(4) 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 　また、療養通所介護計画の目標及び内容の実施状況や評価についても説明を行っているか。	適・否 適・否	条例第60条の31第4項（令第40条の9第4項） 平18老計発第0331004号	
	(5) 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しているか。	適・否	条例第60条の31第5項（令第40条の9第5項） 平18老計発第0331004号	
	(6) 療養通所介護従事者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	適・否	条例第60条の31第6項（令第40条の9第6項）	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
16　療養通所介護計画の作成	(7)　札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の札幌市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例において位置付けられている計画の提出を求めること」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定療養通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から、療養通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該療養通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	適・否	平18老計発第0331004号	・通所介護計画の提供記録
17　利用者に関する市町村への通知	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①　正当な理由なしに指定療養通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	条例第60条の38（第29条準用）（令第40条の16（第3条の26準用））	・市町村に送付した通知に係る記録
18　緊急時等の対応	(1) 指定療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、緊急時等の対応策について利用者ごとに検討し、あらかじめ定めているか。	適・否	条例第60条の32第1項（令第40条の10第1項	・運営規程 ・緊急時等対応策の検討結果 ・利用者に関する記録 ・連絡体制に関する書類
	(2) 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しているか。	適・否	条例第60条の32第2項（令第40条の10第2項	
	(3) 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適・否	条例第60条の32第3項（令第40条の10第3項	
	(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時の対応策の変更を行っているか。 また、緊急時の対応策を変更する場合、(1)及び(2)の手続きを行っているか。	適・否	条例第60条の32第4項及び第5項（令第40条の10第4項及び第5項	
19　管理者の責務	(1) 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	条例第60条の33第1項（令第40条の11第1項）	・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務日誌等
	(2) 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行なっているか。	適・否	条例第60条の33第2項（令第40条の11第2項）	
	(3) 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しているか。	適・否	条例第60条の33第3項（令第40条の11第3項）	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
19　管理者の責務	(4) 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。	適・否	条例第60条の33第4項（令第40条の11第4項）	・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務日誌等
	(5) 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否	条例第60条の33第5項（令第40条の11第5項）	
20　運営規程	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定療養通所介護の利用定員 ⑤　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥　通常の事業の実施地域 ⑦　サービス利用に当たっての留意事項 ⑧　非常災害対策 ⑩　虐待の防止のための措置　※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり) ⑨　その他運営に関する重要事項 ・①～⑩の内容は適正か。	適・否 適・否	条例第60条の34（令第40条の12）	・運営規程
21　緊急時対応医療機関	(1) 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めているか。	適・否	条例第60条の35第1項（令第40条の13第1項）	・契約書 ・掲示板
	(2) 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接しているか。	適・否	条例第60条の35第2項（令第40条の13第2項）	
	(3) 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	条例第60条の35第3項（令第40条の13第3項）	
22　勤務体制の確保等	(1) 指定療養通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養通所介護を提供できるよう、指定療養通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否	条例第60条の38(第60条の13第1項準用)（令第40条の16（第30条第1項準用）)	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・勤務時間が確認できる書類
	(2) 指定療養通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、療養通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適・否	平18老計発第0331004号	
	(3) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、当該指定療養通所介護事業所の従事者によって指定療養通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。（調理、洗濯等） ・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。（調理、洗濯、清掃、その他）	適・否 適・否	条例第60条の38(第60条の13第2項準用)（令第40条の16（第30条第2項準用）)	・業務委託契約書

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
22　勤務体制の確保等	(4) 指定療養通所介護事業者は、療養通所介護従業者の資質の向上のためにその研修の機会を確保しているか。 ・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。	適・否 適・否	条例第60条の38（第60条の13第3項準用）（令第40条の16（第30条第3項準用））	・研修受講修了証明書 ・研修計画 ・出張命令 ・研修会資料
23　定員の遵守	指定療養通所介護事業者は、利用定員を超えて指定療養通所介護の提供を行っていないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	適・否	条例第60条の38（第60条の14準用）（令第40条の16（第31条準用））	・利用者名簿 ・運営規程
24　非常災害対策	指定療養通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定療養通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定療養通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	適・否	条例第60条の38（第60条の15準用）（令第40条の16（第32条準用） 平18老計発第0331004号	・消防計画 （消防計画に準ずる計画） ・訓練記録
25　衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		・受水槽の清掃記録 ・衛生ﾏﾆｭｱﾙ等 ・食中毒防止等の研修記録簿 ・保健所の指導等に関する記録
	(2) 指定療養通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の16第1項準用）（令第40条の16（第33条第1項準用））	
	(3) 指定療養通所介護事業者は、当該指定療養通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めることともに、密接な連携を保っているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の16第2項準用）（令第40条の16（第33条第2項準用）） 平18老計発第0331004号	
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	平18老計発第0331004号	
26　掲示	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。	適・否 適・否	条例第60条の38（第35条準用）（令第40条の16（第3条の32準用））	・掲示物

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
27　秘密保持等	(1) 指定療養通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば就業規則に盛り込む・違約金について定めをおくなど雇用時の取り決め等を行っているか）。	適・否 適・否	条例第60条の38（第36条第1項準用）（令第40条の16（第3条の33第1項準用））	・就業時の取り決め等の記録 ・雇用契約書 ・就業規則 ・利用者の同意書 ・実際に使用された文書等（会議資料等）
	(2) 指定療養通所介護事業者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第60条の38（第36条第2項準用）（令第40条の16（第3条の33第2項準用））	
	(3) 指定療養通所介護業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ・利用者(家族)に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適・否 適・否 適・否	条例第60条の38（第36条第3項準用）（令第40条の16（第3条の33第3項準用））	
28　広告	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ・広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。	適・否 適・否	条例第60条の38（第37条準用）（令第40条の16（第3条の34準用））	・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等 ・ﾎﾟｽﾀｰ等 ・広告
29　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定療養通所介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	条例第60条の38（第38条準用）（令第40条の16（第3条の35準用））	
30　苦情処理	(1) 指定療養通所介護事業者は、提供した指定療養通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。	適・否 適・否	条例第60条の38（第39条第1項準用）（令第40条の16（第3条の36第1項準用） 平18老計発第0331004号	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 指定療養通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	条例第60条の38（第39条第2項準用）（令第40条の16（第3条の36第2項準用）	
	(3) 指定療養通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	平18老計発第0331004号	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
30　苦情処理	(4) 指定療養通所介護事業者は、提供した指定療養通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 　また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第60条の38（第39条第3項準用）（令第40条の16（第3条の36第3項準用）	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(5) 指定療養通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告して　いるか。	適・否	条例第60条の38（第39条第4項準用）（令第40条の16（第3条の36第4項準用）	
	(6) 指定療養通所介護事業者は、提供した指定療養通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第60条の38（第39条第5項準用）（令第40条の16（第3条の36第5項準用）	
	(7) 指定療養通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	条例第60条の38（第39条第6項準用）（令第40条の16（第3条の36第6項準用）	
31　地域との連携	(1) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、療養通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、運営推進会議という）を設置し、おおむね１２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の17第1項準用）（令第40条の16（第34条第1項準用）	・運営推進会議議事録
	(2) 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の17第2項準用）（令第40条の16（第34条第2準用）	
	(3) 指定療養通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の17第3項準用）（令第40条の16（第34条第3項準用）	
	(4) 指定療養通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の17第4項準用）（令第40条の16（第34条第4項準用）	
	(5) 指定療養通所介護事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の17第5項準用）（令第40条の16（第34条第5項準用）	
32　事故発生時の対応	(1) 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 　※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱　参照	適・否	条例第60条の38（第60条の18第1項準用）（令第40条の16（第35条第1項準用）	・事故対応ﾏﾆｭｱﾙ ・事故記録 ・
	(2) 指定療養通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の18第2項準用）（令第40条の16（第35条第2項準用）	

１０６－２　（地域密着型通所介護）療養通所介護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
32　事故発生時の対応	(3) 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の18第3項準用）（令第40条の16（第35条第3項準用）	事故対応ﾏﾆｭｱﾙ ・事故記録
	(4) 指定療養通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	平18老計発第0331004号	
	(5) 夜間及び深夜において、指定療養通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により、事故が発生した場合は、上記（1）から（4）と同様の対応を行っているか。	適・否	条例第60条の38（第60条の18第4項準用）（令第40条の16（第35条第4項準用）	
33　安全・ｻｰﾋﾞｽ提供管理委員会の設置	(1) 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置しているか。	適・否	条例第60条の36第1項（令第40条の14第1項）	・委員会設置要領等 ・委員会開催記録 ・検討結果記録
	(2) 指定療養通所介護事業者は、おおむね６月に１回以上安全・サービス提供管理委員会を開催し、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しているか。	適・否	条例第60条の36第2項（令第40条の14第2項）	
	(3) 指定療養通所介護事業者は、（２）の検討を踏まえ、必要に応じて対策を講じているか。	適・否	条例第60条の36第3項（令第40条の14第3項）	
34　会計の区分	(1) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定療養通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	条例第60条の38（第42条準用）（令第40条の16（第3条の39準用））	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
35　記録の整備	(1) 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	条例第60条の37第1項（令第40条の15第1項	・従業者に関する名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・療養通所介護計画書 ・ｻｰﾋﾞｽ提供証明書 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故記録
	(2) 指定療養通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ①　療養通所介護計画 ②　令第40条の14第2項に規定する検討の結果についての記録 ③　令第3条の18第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④　令第3条の26の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤　令第3条の36第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥　令第35条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦　令第34条第2項の規定を準用する報告、評価、要望、助言等の記録 ⑧　療養通所介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録	適・否	条例第60条の36第2項（令第40条の15第2項	
	(3) (2)の①～⑧の書類について、以下の期間保存しているか。 ①(2)の①、③及び⑧については、当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 ②(2)の②、④から⑦までについては、その完結の日から２年を経過した日まで	適・否	条例第60条の37第3項	